

# 「北海道小規模企業振興条例」及び 「新たな北海道小規模企業振興方策」について

令和4年(2022年)8月22日  
経済部 中小企業課

## 1 見直しの背景

- 道内企業の約9割を占め、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手である小規模企業の振興を図るため平成28年4月1日に施行された「北海道小規模企業振興条例」について、施行から5年を経過したことから、令和3年度に小規模企業の状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、見直しを行った。  
合わせて、平成28年7月に策定した「北海道小規模企業振興方策」の推進期間(平成28年度から5カ年程度)が経過したことから、新たな方策の検討を行った。
- 検討にあたっては、令和3年7月から12月まで北海道商工業振興審議会に「北海道小規模企業振興条例・方策検討部会」を設置し、ご議論いただき、その結果などを踏まえ、令和4年4月1日に、別紙のとおり条例の改正を行うとともに新たな方策を策定した。

## 2 改正・変更のポイント

### (1) 条例の改正点について(参考資料1-2、1-3参照)

#### ① 前文

小規模企業を取り巻く経済社会情勢の変化を勘案し、「人口減少」、「大規模自然災害や感染症」、「デジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組の広がり」について追加した。

#### ② 第7条 金融機関の役割

金融機関に求められる支援機能を勘案し、「継続的に」という文言を追加した。

#### ③ 第12条 経営体質の強化

今後行うべき施策を明確化するため経営指導や研修などの取組に加え「新商品・新役務の開発」、「販路の拡大」、「生産性の向上」、「自然災害等に係る危機管理のための支援」を追加した。

#### ④ 第14条 創業等の促進

改正前条例の「研修の充実」という記述は創業を目指す者への施策のイメージが強く、新分野進出を行う経営者にも当てはまる文言とするため、「必要な知識を習得させるための機会」に修正した。

### (2) 新たな方策の主な変更点について(参考資料1-4参照)

#### ① 「経営体質の強化」関連

小規模企業の課題の解決に向け有効な手段と考えられる「デジタル化の支援」や、事業継続に向けた「リスク対応への支援」などを施策の「展開の方向」に新たに記載するとともに、「主な取組の例」を追記した。

② 「事業の承継の円滑化」 関連

事業承継サポートネットワーク構成機関による事業再生支援や事業承継税制の活用促進など、円滑な事業承継に向けた支援策を「主な取組の例」に新たに記載した。

③ 「創業及び新たな事業分野への進出の促進」 関連

旧方策で、「創業等」に含めていた「新たな事業分野への進出」を「創業」と区分して施策の「展開の方向」に記載し、明確化した。

④ 「支援体制」 関連

小規模企業の支援には、関係機関による連携や積極的な支援策の情報発信が重要であることから、そうした記載などを追加した。

⑤ 円滑な資金の供給

今後、感染症の影響などにより、融資を受けた事業者の返済に伴う経営への懸念があることから、「地域の経済・金融動向の的確な把握」や「金融機関等に対する事業者の実情に応じた返済条件緩和等の要請」等について、新たに記載した。

⑥ K P I

	旧方策の目標値	現状値	新たな方策の目標値
小規模企業の年平均減少率	1.5% (平均[H24 - H33])	3.4% (平均[H26 - H28])	1.5% (平均[H28 - R8])
開業率	7.0% (H31)	4.4% (平均[H23 - R2])	10.0% (R8)